

## 青森県肝がん・重度肝硬変医療費助成のご案内(簡易版)

「肝がん」や「重度肝硬変」の方が、高額療養費該当月にかかる対象医療について、助成を受けられる制度です。事前に本制度への「参加者証」が必要です。

「参加者証」の有効期間内で、高額療養費を超える3月目以降の医療費について、自己負担額が1万円となるよう助成します。

すべてにチェックが入る方が助成対象です。

### 対象者

- B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断された方。
- 肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法※に限る）を受けている方。 ※「肝動注化学療法」を含む。
- 世帯年収が約370万円以下である方
- 医療保険各法（後期高齢者含む）の被保険者、被扶養者
- 助成が行われる3月目以降、県の指定医療機関での入院、通院診療であること。

## 利用の流れ

①入院又は通院治療の状況を記録します。

肝がん・重度肝硬変と診断され、受診しましたら指定医療機関(病院)で「医療記録票」を受け取ってください。

医療記録票は医療機関又は県のホームページでも配布しています。

「医療記録票」は入院、あるいは通院する月毎に指定医療機関(病院、保健薬局)で、記録してもらってください。

②助成を受ける手続きをします。

指定医療機関の医師に、診断書(臨床調査個人票及び同意書)(様式2)を作成してもらった上で、同意書に署名してください。

診断書(臨床個人票及び同意書)(様式2)、医療記録票などを添えて県の保健所に申請して、参加者証を受け取ってください。

※参加者証は後日送付されます。  
※原則として有効期間の開始日は申請を受理した月の初日となります。

③助成対象月には医療費償還請求をします。

県に医療費償還払い請求書等を提出してください。参加者証に記載の有効期間内で高額療養費を超える3月目以降の医療費について、自己負担額が1万円となるよう助成します。 ※通院は令和3年4月診療分からが対象です

本リーフレットの「詳細版」や「参加者証の手続き」のご案内があります。

①「青森県庁ホームページ」にて様式やリーフレットがダウンロードできます。

「青森県 肝がん・重度肝硬変医療費助成」で検索

→「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のご案内」

②県庁、県の保健所でののご案内、リーフレットや様式のお渡し

③ご希望の方には郵送しますので、県庁がん・生活習慣病対策課までお問い合わせください。